

(令和7年3月14日発表)

## 教職員の懲戒処分の発令について

◆ 発令日	令和7年3月14日(金)
◆ 内容など	本日、別紙資料のとおり、教職員を懲戒処分としたので、当該処分の内容等について公表します。

別紙資料 有

**【問合せ】** 教職員課  
参事兼人事第2係長 糠谷真規  
電話 054-354-2530

令和7年3月14日

報道各社 様

静岡市教育委員会

### 教職員の懲戒処分の発令について

静岡市教育委員会は、教職員の懲戒処分を次のとおり行いました。

#### 1 懲戒処分の概要

- (1) 所属の種類別：小学校
- (2) 学校の所在する区別：葵区
- (3) 職名：養護教諭
- (4) 年代：50代
- (5) 性別：女性
- (6) 事由：交通事犯

令和3年5月27日（木）午後8時30分頃、安西4丁目西交差点を右折した際、反対車線を通過した車の後方を走行してきた原動機付自転車に気付かず、同原動機付自転車と衝突した。

これにより、原動機付自転車の運転手に全治約8週間を要する骨盤骨折、右鎖骨骨折の怪我を負わせた。

この交通事犯により、30日間の免許停止となる行政処分、さらに罰金20万円の刑事処分が科せられた。

- (7) 内容：減給10分の1 1月
- (8) 年月日：令和7年3月14日

#### 【教育長コメント】

今回の交通事犯の発生は、市民の皆様の行政・学校教育に対する信頼を失うものであり、市民の皆様に、深くお詫び申し上げます。

市教育委員会といたしましては、このことを大変重く受け止め、職員としての自覚をなお一層喚起し、綱紀の粛正、厳正な服務規律の確保に一段と努めるとともに、これまでの取組を再確認し、信用失墜行為や交通事犯等の根絶について、所属職員への指導を指示したところです。今後は、再発防止に向け、指導を徹底し信頼回復に努めてまいります。

令和7年3月14日

静岡市教育長 赤堀 文宣